

ひたちなか市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

- 1 社会保険加入の要件化について
建設工事については、経営事項審査の審査基準日時点で社会保険等に加入していることを要件とします。(法令により適用除外となる場合を除きます。)
- 2 申請受付業種
建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種の中から、総合評定値を有する業種を最大8業種までとします。8業種を超えて申請があった場合は、完成工事高の多い順に8業種とみなします。
- 3 名簿の登載期間
令和9年3月31日まで
※有効期間の始期については「令和7・8年度建設工事入札参加審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照
- 4 名簿の公表
建設工事等入札参加有資格者名簿については、契約検査課において閲覧及びひたちなか市公式ウェブサイトに掲載する方法により公表します。郵送による登録結果の通知は行いませんのでご了承ください。
- 5 格付基準
ひたちなか市建設工事等入札参加資格選定要綱に基づき格付けを行います。

6 個別書類について

書 類 名	市内本社	市内営業所	市 外	摘 要
個別書類チェック表 建設工事（ひたちなか市）	○	○	○	必須
消費税免税事業者届出書	△	△	△	消費税納税義務が免除される場合のみ
営業所等の状況調書	×	○	×	ひたちなか市内に営業所がある場合のみ

○：必須 △：該当者のみ ×：提出不要

- 7 その他
提出された申請書は、水道事業所、ひたちなか・東海広域事務組合においても適用されますので、別途水道事業所、広域事務組合への申請は必要ありません。
- 8 問合せ先
ひたちなか市役所 総務部契約検査課
〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号
電話 029-273-0111（内線 1261・1262・1263）

ひたちなか市ホームページ > 産業・ビジネス > 入札・契約情報 > 業者登録 > 令和7・8年度業者追加登録について（令和7年11月実施）

<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/business/nyusatsu/1004518/1004521.html>